資料１

令和●年●月●日

（案）

大阪府知事

吉村洋文　様

大阪府人権施策推進審議会

会長　善野八千子

大阪府人権施策推進基本方針の変更について（答申）

令和２年7月20日付け人権企第１２９５号により諮問がありました「大阪府人権施策推進基本方針の変更」については、以下の考え方をもとに審議の結果、次のとおり答申します。

**大阪府人権施策推進基本方針の変更の考え方**

現行基本方針の根幹となる基本理念などの考え方は、現在においても変わらないことから、現行の基本方針の枠組みは維持した上で、以下の観点から検討した。

○「１（３）取り組むべき主要課題」について

　　個別の人権課題を取り上げるにあたっては、人権をめぐる現状を反映

させるとともに、次の3要素を盛り込むこととした。

　　　　①現在発生している具体的な課題

　　　　②関連する法及び条例

　　　　③求められる方策

○「２　基本理念」について

　　府政推進の基本理念を定めたものであることが明確になるよう内容を整理することとした。

○「３　人権施策の基本方向」について

　　「人権施策の基本方向」のうち「人権意識の高揚を図るための施策」については、現行の内容を維持することとし、「人権擁護に資する施策」

については、国の人権救済の取組の方向性を踏まえ、内容を検討することとした。